

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 旧高知市地域

ア 現況

本地域は、市内平坦部の水田地帯で水稻、施設野菜・施設花きなどの栽培が行われ、多くは水稻と施設園芸の複合経営である。

多様な農業がなされる一方、高齢化・担い手不足が地域の課題となっていることから、地域の実態に合わせた「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が今後とも適切に発揮される取組が必要である。

イ 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。

また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

(2) 旧鏡村・土佐山村地域

ア 現況

本地域は中山間地域であり、傾斜地では農地が狭く分散し、田と畑が混在しているなか、水稻、野菜、花き、果樹など様々な形態の農業が行われている。

平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことや、農業者の高齢化、減少等に伴う耕作放棄地の増加により多面的機能の低下が懸念されていることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

イ 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。

また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

(3) 旧春野町地域

ア 現況

本地域は、仁淀川の豊かな水が引き込まれ、地域を流れる吾南用水の恩恵を受けて施設園芸が盛んに行われており、キュウリが高知県下の生産量の約5割を占める一大産地となっており、ナス、メロン、トマト、新ショウガの生産も盛んである。

近年、高齢化や担い手不足等によって共同活動等で支えられている多面的機能に支障が生じつつあることから、地域の実態に合わせた「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

イ 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧高知市地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧鏡村・土佐山村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	旧春野町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業を推進する地域を定める場合にあっては、その地域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(7) 対象地域

a 地域振興立法地域

高知市鏡地域、高知市土佐山地域

b 高知県知事が地域の実態に応じて指定する地域（以下「特認地域」という）のうち、以下の地域

(a) 地域振興立法地域に地理的に接する、農林業センサスによる農業集落の区域

久礼野、入定、七ツ淵、三谷、円行寺、柴巻、蓮台、尾立、宗安寺、針原、行川、上里、領家、唐岩、米田、宮前奥、針木

(b) (a)に定める区域内に存する農用地と一団の農用地を構成する農用地を含む地域

(イ) 対象農用地

a 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 市長の判断によるもの

(a) 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び草放牧地8度以上15度未満。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜条件を満たす場合には交付金の対象とする。

d 特認地域の中で高知県知事が定める基準に該当する農用地

(2) 集落協定の共通事項

なし

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、高知市人・農地プランに担い手として記載された者であり、地域の実情に応じて市長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

なし